



札幌市告示第 4770 号

下記のとおり、一般競争入札に付すので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

令和 4 年 12 月 1 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市建設局総務部道路管理課路政係 電話 011-211-2452 FAX 011-218-5134

2 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称 道路情報データ作成業務
- (2) 業務対象地域
市内 10 区（中央区、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区）
- (3) 調達案件の仕様書等 入札説明書による。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日～令和 5 年 3 月 27 日
- (5) 入札方法 総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「測量業」に登録されており、かつ、本店所在地が「市内」として登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等の経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。
- (6) 調達役務の内容と同様な業務（デジタル道路台帳図の作成・修正業務）の履行実

績を有している者。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記 1 の場所において交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/nyusatsu/r04_dorohodatasakusai.html

- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先は上記 1 のとおり。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

- (1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 上記「3 入札参加資格 (6)」の資格を証する書類の写し。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (2) 入札参加申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所

令和 4 年 12 月 14 日（水）15 時 00 分までに上記 1 の場所へ提出する。なお、郵送での提出の場合は、上記提出期限までに必着とする。

- (3) 入札参加資格審査結果の通知

上記 5 (1) に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を令和 4 年 12 月 15 日（木）に通知する。

- (4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類については原則として返却しないものとする。

ウ 提出期限以降における提出書類の書き換え、引き換え、又は撤回は認めない。

6 入札書の提出場所等

- (1) 入札の日時

令和 4 年（2022 年）12 月 20 日（火）10 時 30 分

- (2) 入札の場所

札幌市役所地下 1 階 1 号会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

- (3) 開札

入札終了後直ちに上記 (2) の場所にて行う。

- (4) 入札書の提出方法

上記 (1)、(2) の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するものとし、送付又は電送による入札は認めない。

7 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約

保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上であるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。